

ビジネスインキュベーション施設等調査業務 質問に対するご回答

滋賀県イノベーション推進課

令和6年5月14日

No.	質問箇所	質問内容	回答
1	4 委託業務の内容 (1) アンケート調査 (2) ヒアリング調査	県との協議は、どのような方法で何回程度を想定しているか？	方法は、対面またはリモートによるものを想定している。ただし、県および受託者が十分であると判断した場合には、電話やメール等によるものも可とする。 回数は、調査に関すること、分析結果の速報に関すること、調査報告書に関すること等についてそれぞれ数回程度を想定している。ただし、県および事業者が不十分であると判断した場合には、必要に応じて協議回数を追加するものとする。
2	4 委託業務の内容 (1) アンケート調査 (2) ヒアリング調査	アンケート企業とヒアリング企業は重複しても良いか？	仕様書の4 委託業務の内容(1) アンケート調査に、「(2) ヒアリング調査」の対象先は含まない」とあるため、原則重複は認めない。ただし、アンケート調査を受けてヒアリングの対象となる場合は、県と協議の上ヒアリングを実施するものとなり、その場合に限り重複しても良い。
3	4 委託業務の内容 (1) アンケート調査 (2) ヒアリング調査	訪問先の都合が合わない場合や、日程調整の回答が得られない場合等に、対面以外の方法でヒアリングを実施することは可能か？	可能な限り県とともに訪問して実施することとなっているため、原則対面でのヒアリングとする。ただし、訪問先の都合により対面でヒアリングができない場合には、県が認めた場合に限りリモートで実施することも可とする。なお、リモートで実施する場合も可能な限り県が同席するものとし、リモート環境については受託者が準備するものとする。
4	4 委託業務の内容 (4) 報告書の作成(9月末まで)	「調査報告書を1部提出すること」との記載があるが、本業務の納品物は調査報告書1部のみでよいか？	調査報告書は、印刷物1部および電子データ(Word、Excel、PowerPoint、pdf等)とする。
5	4 委託業務の内容 (4) 報告書の作成(9月末まで)	調査報告書は簡易製本等で問題ないか？	問題ない。 ただし、簡易化することで内容の理解が難しくなるようなものは不可とする。 例) カラーでないといわかりにくい図の白黒化 等